

(様式第2号)

会 議 録

平成31年3月29日作成

会 議 の 名 称	第9回 島本町農業委員会		
会 議 の 開 催 日 時	平成30年12月11日(火) 午後1時30分 ~ 午後1時53分		
会 議 の 開 催 場 所	役場3階 委員会室	公開の可否	可・ <input type="checkbox"/> 一部不可 ・不可
事務局(担当課)	都市創造部 にぎわい創造課	傍聴者数	2名
非公開の理由(非公開(会議の一部非公開を含む。)の場合)	個人情報が審議されているため		
出 席 委 員	別紙のとおり		
会 議 の 議 題	別紙のとおり		
配 布 資 料	会議に係る資料		
審 議 等 の 内 容	別紙のとおり		

第 9 回 島 本 町 農 業 委 員 会 議 事 録

1. 日 時 平成30年12月11日(火) 午後1時30分～午後1時53分

2. 場 所 役場3階 委員会室

3. 議事日程

【報告】

- ①農地法第4条第1項第7号の規定による届出書について
(市街化区域内の農地転用届出について)

【審議】

- ①島本町農業経営基盤強化促進法基本構想に基づく農用地利用集積計画について
(農地の貸借について)

4. 出席者

(委員)

会長	大西 義雄	会長代理	浅田 泰男	委員	栗辻 喜久雄
委員	井上 謙一	委員	種田 悟		
委員	川村 脩一	委員	木村 修	委員	清水 正純
委員	高山 一郎	委員	田中 幸造	委員	中村 清司
委員	西田 尚弘	委員	藤原 弘		

(事務局)

局長	名越 誠治	次長	佐藤 成一	課長	馬場田 耕平
担当	大森 隆雄				

5. 欠席者 1名

6. 傍聴人 2名

農業委員会会長 大西 義雄

署名委員 木村 修

署名委員 清水正純

<p>事務局</p>	<p>それでは定刻となりましたので、ただいまから第9回島本町農業委員会を始めさせていただきます。</p> <p>本日は、お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。本日の司会を務めさせていただきます事務局の馬場田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>また、過日なんですけども農林業祭、皆様ご協力のほうどうもありがとうございました。無事終わることができましたのでこの場をかりてお礼を言いたいかなと思います。どうもありがとうございました。</p> <p>また、本日事務局、大森が今回担当ということで新たに加わりましたので、ご挨拶だけさせていただきます。</p> <p>大森さんお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>今回、西崎君のかわりに担当で入らせていただいております。にぎわい創造課の大森と申します。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、座ってご説明させていただきます。</p> <p>本日の案件は、報告案件が、「農地法第4条第1項第7号の規定による届出書について」が1件、審議案件が、「島本町農業経営基盤強化促進法基本構想に基づく農用地利用集積計画について」の1件となっております。</p> <p>それでは、開会に当たりまして大西会長よりご挨拶をいただきます。大西会長よろしくお願いいたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>皆さん、こんにちは。年末のお忙しい中お集まり願いましてありがとうございます。また、今も紹介にもありましたけれども11月の農林業祭には、皆さんに非常にご協力いただきましてありがとうございます。今、J:COMのテレビで放映していますけどね、見ていただいた方もおると思いますが、非常ににぎわっていて、昨年もよかったんですけども、それ以上に入場者が多かったのではないかと考えております。大変よかったと、来年もこれに負けず頑張っていかなければならないなと考えております。今年も農業関係では生産緑地、昨年要望出したわけですけども、これが具体的に検討段階に入って、生産緑地にしたいというご希望の方も十数名おられます。具体的化が進んでいくということで安堵しているところでございます。今年も自然災害が非常に多くなって、大阪北部の地震、高槻、島本を中心に大きな地震ですね。それから豪雨が広島の方でもありましたし、台風が21号これがまた高槻、島本、北部の方中心で、24号は北海</p>

	<p>道の方にいったんですけど非常に自然災害が多かって、我々に非常に被害をもたらしたということで、大変多く地震関係で被害が出ております。私、JAの農協の理事という関係でいますし、JA関係でも60億ぐらいの震災だけで被害の支払いがあつて、その大阪府全体で言われてるやつ2,000億ぐらいのやっぱり被害があつたというんで非常に大きい。神戸の震災より支払い額は多いと、というのは、その後非常に關心されて皆保険に入られたということもあつてですね、そういうことでございます。非常に今年はそういう意味では辛い年だったのではないかと思いますけど、来年は是が非ともいい年でありますように願っておきます。それでは、冒頭の挨拶にかえさせていただきます。</p> <p>今日の議案につきまして、よろしく願いいたします。</p>
事務局	<p>会長ありがとうございました。それでは議長を選出を行います。</p> <p>島本町農業委員会会議規則第6条の規定により、大西会長に議長をお願いいたします。大西会長、どうぞよろしく願いします。</p>
議長	<p>それでは議案に入る前に、委員の出席状況についてご報告いたします。委員14名中、出席者委員13名、欠席委員1名であり島本町農業委員会会議規則第7条の規定により、本日の農業委員会は成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>次に、本日の署名委員を指名させていただきます。</p> <p>署名委員は、木村 修委員、清水 正純委員をお願いいたします。</p> <p>次に、本日傍聴者はあるでしょうか。</p>
事務局	<p>傍聴者のほうが2名おられます。</p>
議長	<p>委員傍聴者が2名おられるということでございますので、傍聴を認めてよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議がないようでございますので、傍聴を認め、入室を許可いたします。</p> <p>それでは、議案に入ります。まず、報告案件の「農地法第4条第1項第7号の規定による届出書について」事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>それでは、報告案件の「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書について」をご説明させていただきます。</p>

	<p>議案書の1ページをご覧ください。</p> <p>本件案件は、東大寺一丁目の1筆の農地について、宅地に転用するための届け出でございます。地番、地目、面積、届出者はご覧のとおりとなっております。</p> <p>2ページ目以降なんですけれども、2ページが届出書となっており、3ページが位置図、4ページが公図、5ページが登記事項証明書、6ページが住民票、7ページ、8ページが現況写真、9ページ目が今回てんまつ書がつけられております。10ページ目が受理通知書となっております。</p> <p>なお9ページのてんまつ書にございますように、当該用地については、既に家屋が建設されており、本来建設の前に農地転用の届け出が出されていなければならなかったのですが、未提出となっていたため、今回このてんまつ書をつけていただき、後づけでございますが届け出が提出されたものでございます。</p> <p>以上、簡単ではございますが、事務局からの説明は以上となっております。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいま事務局から説明のありましたように、この案件については、東大寺の井上委員の担当地区となっておりますので、井上委員から補足説明がありましたらお願いいたします。</p>
<p>委 員</p>	<p>今年の10月にこの当宅地の境界の立ち会いに私が赴きまして、その際に里道があるということで買う、買わないの話が出たんですけども、そのときに測量さんが登記を取り寄せられたら、その買われる方のお家が農地の上に建っているということがそのとき判明したということです。それでこのてんまつ書をつけられて報告をされたというふうに聞いております。</p> <p>特に問題はないのではないかと思います。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>農地のところを知らずに建てましたと言われたと、徳谷さんというのは昔からおられる方ですか。</p>
<p>委 員</p>	<p>もともと地の方で、詳しくわからないんですけども池田のほうで何か商売されとって、お父さんが亡くなられたんで遺産分けて、今の土地に家を建てられたというふうに思っておるんです。詳しくよくわかりませんのです。</p>
<p>議 長</p>	<p>かなり昔の出来事だと思いますけども。以上の点につきまして、それでは委員の皆さんからご意見なり、ご質問等々ありましたらお願いしたいと</p>

事務局

思います。

時たまこういうことが起こりますよね。特に家の隣や前に畑があるところ、それも間違っとうやられてしまうと、宅地やと思ってね。そういうケースが多いですな。今みたいに昔はあんまり厳格に見てなかったという件もあるんじゃないかと思いますけどね。

何かございませんか。よろしいですか。まあ市街化区域内の農地であるということになりますんで、特に発言がないようでございますので質疑を終結して報告を受けたものとします。

それでは、続いて審議案件に入ります。「島本町農業経営基盤強化促進法基本構想に基づく農用地利用集積計画について」事務局から説明願います。

それではですね、11ページ以降が今回審議案件となっております。「島本町農業経営基盤強化促進基本構想に基づく農用地利用集積計画について」でございます。

農地の権利移動、例えば売買とか賃貸借に伴う規制についてなんですけれども、それについては2つの系統がございます。1点目が「農地法第三条に基づく許可を受ける場合」と、今回のように農業経営強化促進法に基づく「農用地利用集積計画による場合」の2つがございます。

今回、平成28年3月に今回の案件でございます、農用地利用集積計画の決定をされている農地について、今回3年が経過しようとしておりますことから、期限満了による更新の申請が提出されたものでございます。この案件について、今回更新の手続を農業委員会において再度更新の決定をいただくというものでございます。

農業経営強化促進法に基づく「農用地利用集積計画による場合」とは、高槻市農業協同組合が地権者より土地を借り受け、その土地をさらに耕作者へ貸し出す手続となっております。

このため、13ページ14ページちょっと開けていただきたいんですけれども、13ページのこれが所有者になります。所有者から貸し出しの申請が出ております。これを受けて14ページが借り手となっております。これが借り手が農業協同組合というふうになってございます。これが1つのワンペアという形になっておりまして、要は所有者から一旦農協のほうに貸し出しをすると、ページめくっていただきまして17ページ18ページでございます。

17ページについては、農協のほうに貸し主となっております。農協が貸し主となって、18ページの借り手の方に貸し出しを行うという形で、今回の制度については一旦農協が仲介役となってそれを借り手に貸すという形をとっております。

議 長

この要件については、農地法第3条の許可要件とほぼ同じものとなっております。確認をさせていただいたところ今回の案件について不備はないものと事務局としては認識をしておるところです。

については、農用地利用集積計画をそれぞれ15ページ16ページ。すみません。。ちょっといろいろ飛んで申しわけないんですけども、15ページ16ページすみません。これ裏表の様式となっております。15ページ16ページと19ページ20ページがそれぞれ集積計画となっておりますので、それを定めさせていただきました。

この計画について、農業委員会において決定いただくものでございます。

ちょっとわかりにくい説明だったと思いますけれども、以上が今回の集積計画についてのご説明となっております。

なお、これは3年前にこの農業委員会で決定をいただいたことから、その期限が満了に伴うことによる更新手続となっております。

以上を踏まえて、ご審議のほうどうぞよろしくお願いいたします。

この集積につきましては、今までからも何人かやられているということで、なぜこういう制度ができたかという、農法3条の関係でやるとなかなか小作権とか何かいうて過去は、問題は権利が残ったり、流れで言うと、そういう問題でなかなか遊休地ができてても所有者は貸さないということがあったんで、安心して貸せるというには、こういう制度として農協が一旦借りて農協からすると。それを農業委員会が確実に農業をしはるか、しはらないかということ借りる人の内容を見て貸すという制度です。今まで島本町でも何人かの方これで農地を集積されている方おられますけどね。今後そういう形でやるというのが一番安全やし遊休地ができないということ、今後はこういう方法に基本方針どんどん進めていくということが大事ではないでしょうか。農地を守るとしたらね。でなければ担い手がないとか、そういうことでできないと、貸したら農地がどうなるか心配やと、そうすると売るかあるいは遊休地に草ぼうぼうにさすということになっちゃうんでね、この制度を使ってもらおうと所有者について心配がないと、そのかわり3年、3年で返す言うたら、返せるというふうですからね。

これについて何かご質問、なおこの方は■■■■さんということは、尺代の方で■■■■さんというのは地元娘さんのお婿さんに当たる人で義理の息子という感じですね。■■■■でかなり大きく百姓してはるし、ここの契約書にも書いてありますように、トラクター等もかなり持ってはるしね、かなり大きくやられているということです。

何かこの件についてご質問ございませんか。

	<p>この件も東大寺の井上委員の件になるんで、井上委員の方から何かありましたら。</p>
委員	<p>特にありません。要するに農協を経由した農地対策の期限が来たので契約更新ということで判断されたらいいんじゃないかなと思いますが。</p> <p>ちょっと今先ほど質問を受けたんですけど、この土地は調整区域ですよ。</p>
議長	<p>はい。</p>
委員	<p>そうですね。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>東大寺四丁目かな、調整区域ですね。第3種に当たりますねここ。第3種農地。</p> <p>委員の皆さんから何かございませんか。</p> <p>これからも、こういう内容が出てくると思いますけどね。</p> <p>そしたら、特に発言がないようでございますので、</p>
委員	<p>すみません。</p>
議長	<p>はい。</p>
委員	<p>これね、賃貸料0なってるんですけども、今、会長がおっしゃったように、いわず親族ということで発生していないということなんですか。賃貸料が。</p>
議長	<p>私もこの内容は詳しく知りませんが、これ書類見て初めて、一般的に賃貸料0ではないと思いますわ。たまたまこれは2人の甲と乙の話し合いやから、私が聞いているところによると高槻市にありますけどね、若干賃貸料払っておられると、それは高い賃貸料違いますよ。1反数万円ぐらいのね。そういうことは聞いてはいますが、この件については全然知らないです。</p>
委員	<p>ここには0って書いてあるんです。ここに。</p>
議長	<p>何ページ。</p>

委員	19ページとかね。19とか15。
議長	事務局、お願いします。。
事務局	15ページの中ほどと19ページの中ほどに賃借料0円というふうに記載させていただいております、これは大西会長おっしゃったとおり、ケースによって賃借料が発生する場合もそうでない場合も両方あるパターンかなと思います。で、当該農業委員会においてはその契約の賃借料についてまで踏み込んでどうこうということは特に言えないのかなと思うんですけども、今回のケースについては賃借料は発生しないケースであるというふうに認識しておるところでございます。
	以上です。
議長	よろしいですか。 まあ、これ親子の関係いうんで、かもわかりませんがね。 ほかございませんか。 特に発言がないようでございますので質疑を終結いたします。 それでは、採決を行いたいと思いますが、この農用地利用集積計画についてご異議ございませんか。
委員	(「なし」の声あり)
議長	異議ないものとして採決いたします。 以上、本日の議案が終了いたしましたので、委員の皆さんその他何かございませんでしょうか。 事務局ございませんか。
事務局	特にございません。
議長	それでは、特にございませんので、ここで議長を解任させていただきます。 どうもありがとうございました。
事務局	大西会長ありがとうございました。 それでは、議案が今回全て終わりましたので、以上をもちまして第9回島本町農業委員会を閉会いたします。本日はお忙しいところ誠にありがとうございました。お疲れさまでございました。